

【別紙一覧表】

対象となる事業所の区分	整備の届出に必要な書類			届出先区分の 変更が生じた 場合	届出内容の変 更が生じた場 合	提出先 (問い合わせ先)
	事業所の数が 20 未満	事業所の数が 20 以上 100 未満	事業所の数が 100 以上			
ア 障害者総合支援法第 51 条の 2 ・ 障害福祉サービス事業者 ・ 障害者支援施設	○第 1 号様式	○第 1 号様式 ○業務が法令に適合 することを確保する ための規定の概要が 分かる資料	○第 1 号様式 ○業務が法令に適合 することを確保する ための規定の概要が 分かる資料	○第 1 号様式	○第 3 号様式	子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当 TEL:088-823-9635 FAX:088-823-9260 mail:060301@ken.pref.kochi.lg.jp
イ 障害者総合支援法第 51 条の 31 ・ 一般相談支援事業者 ・ 特定相談支援事業者			○業務執行の状況の 監査の方法の概要が 分かる資料			
ウ 児童福祉法第 21 条の 5 の 25 ・ 障害児通所支援事業者	○第 2 号様式	○第 2 号様式 ○業務が法令に適合 することを確保する ための規定の概要が 分かる資料	○第 2 号様式 ○業務が法令に適合 することを確保する ための規定の概要が 分かる資料	○第 2 号様式	○第 4 号様式	
エ 児童福祉法第 24 条の 19 の 2 ・ 障害児入所施設			○業務執行の状況の 監査の方法の概要が 分かる資料			
オ 児童福祉法第 24 条の 38 ・ 障害児相談支援事業者						